

## 豊中市すこやかプラザ来館障害者等に対する駐車料金補填要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊中市すこやかプラザ（以下「プラザ」という。）に来館した障害者等に対し豊中市が行う駐車料金の補填について、必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 この要綱により、駐車料金の補填を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、プラザに車で来館してプラザと同敷地内にある民営駐車場（以下「対象駐車場」という。）に駐車した者のうち、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

(1) 以下に掲げる要件のいずれにも該当する者

ア こども支援課、こども安心課又はおやこ保健課の各課（以下「プラザ内各課」という。）がプラザで行った事業（プラザ内各課がプラザで行う貸室の利用者が同貸室で主催した事業のうち、豊中市社会福祉協議会が主催する事業以外のものは、この要綱の適用においてのみ、同貸室を所管するプラザ内各課がプラザで行った事業とみなす。以下「対象事業」という。）を利用した者

イ 以下に掲げる手帳等のいずれか（以下「障害者手帳等」という。）の交付を受け、それを提示することができる者

- 一 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳
- 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳
- 三 国が定める療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に基づく療育手帳
- 四 大阪府特定疾患に係る医療費の援助に関する規則（平成12年大阪府規則第147号）に基づく特定疾患医療受給者証、肝炎核酸アナログ製剤治療受給者証及び肝炎インターフェロン治療受給者証
- 五 豊中市児童福祉法施行細則に基づく小児慢性特定疾患医療受診券
- 六 大阪府指定疾患医療援助事業実施要項に基づく指定疾患療養受領証
- 七 大阪府先天性血液凝固因子障害等医療援助事業実施要項に基づく先天性血液凝固因子障害等医療受給者証
- 八 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に基づく戦傷病者手帳
- 九 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に基づく被爆者健康手帳

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に基づき設置した付属機関又はこれに準ずる機関のうちプラザ内各課が所管するものの会議等に出席するため、対象駐車場を利用した同会議の委員

(3) その他市長が特別の理由があると認める者

### (補填額)

第3条 この要綱により補填する額（以下「補填額」という。）は、対象者が対象駐車場の駐車料金として支払う額のうち、対象事業の利用時間相当分の全額とする。

### (負担者)

第4条 この要綱による補填の負担者は、プラザ内各課のうち、対象者が主に利用した対

象事業を提供した者とする。

- 2 プラザ内各課以外の者による対象事業を利用した対象者に対する補填の負担者は、プラザ内各課のうち当該事業の実施を許可した者とする。

**(手続)**

**第5条** 対象者は、対象駐車場から出庫する前に、利用の際に対応したプラザ内各課の職員又は警備員（以下「職員」という。）に対し、障害者手帳等及び対象駐車場の駐車券を提示して、駐車料金の補填を申し込むものとする。

- 2 対象者は、対象駐車場を出庫した後は、当該駐車料金の補填を申し込むことができない。

- 3 対象駐車場の管理者は、この要綱により減収となった額を毎月末に集計し、翌月以降にその補てんをプラザ内各課に対して求めるものとする。

- 4 テナントチェッカーを置く場所は、平日午前9時から午後5時15分まではおやこ保健課とし、それ以外の時間帯は、とよなかハートパレット管理室とする。

**(疑義の決定)**

**第6条** この要綱に定めのない事項又はこの要綱に関して疑義が生じたときは、プラザ内各課及び豊中市社会福祉協議会による協議の上、これを定めるものとする。

**附 則**

この要綱は、平成22年12月24日から実施する。

**附 則**

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

**附 則**

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

**附 則**

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

**附 則**

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

豊中市すこやかプラザ 来館者駐車料金 一部負担記録票

車で来館した 障害者等	受給者名	
	手帳の種類	1. 身体障害者手帳
		2. 精神障害者保健福祉手帳
		3. 療育手帳
		4. 特定疾患医療受給者証
		5. その他の医療受給者証
(いずれかに ○ )		
駐車場利用日・時間	令和 年( 年) 月 日 ( )	
	午前 時 分 ~ 午前 時 分 午後 時 分 ~ 午後 時 分	
組織名	子ども支援課	
	子ども安心課	
	おやこ保健課	
	社会福祉協議会	
	(いずれかに ○ )	
備考		

取扱い職員名